



国土交通省

お知らせ

資料提供先：米子市政記者クラブ

平成29年3月14日

## 中国地方で初めて『海岸協力団体』の指定！

～パートナーシップの拡充にむけた新しい取り組み～

国土交通省中国地方整備局で唯一、直轄海岸保全事業を実施している日野川河川事務所において海岸協力団体を募集し、平成29年3月14日に初めて、以下の2団体を「海岸協力団体」として指定しました。

◇平成28年度指定

海岸協力団体＜皆生海岸＞

・特定非営利活動法人 皆生ライフセービングクラブ

・特定非営利活動法人 皆生スポーツアカデミー

### 【概要】

海岸協力団体制度は、平成26年6月の海岸法の改正により創設されました。

海岸協力団体制度とは、海岸法第23条の3に基づき、自発的に海岸の維持、海岸環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものです。

また、海岸協力団体の指定により、海岸管理のパートナーとして地域に根ざした民間による活動が促進され、地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実につながることを期待しています。

●参考資料 : 別紙のとおり

問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局

日野川河川事務所

副所長（技術）

さねみつ のりお

實光 則夫

のりまつ こうせい

調査設計課長

乗松 晃生

TEL 0859-27-5484（代表）

# 海岸協力団体制度の概要

## 「海岸協力団体」の創設

### ✓ 海岸協力団体とは

- 海岸において活動する民間の法人・団体を海岸協力団体として指定することにより、活動の支援を行うものです。
- 海岸協力団体の指定により、海岸管理のパートナーとして地域に根ざした民間による活動が促進され、地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実につながることを期待しています。

海岸管理者

申請

指定

法人または団体 (NPO等)

自発的活動

### 海岸協力団体の活動のイメージ



海岸植生の保護



希少種保護  
(ウミガメ卵の保護)



海岸環境の維持  
(清掃活動)



環境教育活動



調査研究

### 海岸法 第23条の4 (海岸協力団体の業務)

海岸協力団体は、当該海岸協力団体を指定した海岸管理者が管理する海岸保全区域について、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 海岸管理者に協力して、海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持を行うこと。
- 二 海岸保全区域の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 三 海岸保全区域の管理に関する調査研究を行うこと。
- 四 海岸保全区域の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

### ✓ 海岸協力団体に指定されると？

- 海岸協力団体に指定されることにより、その活動に際し占用等の許可の手続きが簡素化されます。
- 国や海岸管理者から必要な情報提供や助言等を受けられることができるとともに、法律上位置付けられた団体となることで社会的信用が向上し、円滑な活動につながることを期待されます。

### 海岸協力団体に指定されるには？

- 指定を希望する団体からの申請に基づき、海岸管理者が審査をし、海岸協力団体として指定することができることとしています。